

独立行政法人農畜産業振興機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

[令和4年7月19日付け4農畜機第2394号-1]

2020年10月、政府は、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ、すなわち「2050年カーボンニュートラル」を目指すこととし、2021年4月の地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言した。

この新たな削減目標も踏まえて、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)が改定された。

こうしたことを踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)として温室効果ガスの排出削減に向けた取組を実行していくため、政府実行計画及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)に基づき、機構が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

第1 実施計画の対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、機構が行う全ての事務及び事業を対象とする。

第2 実施計画の期間

本計画は、2022(令和4)年度から2030年度までの期間を対象とする。

第3 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013(平成25)年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%以上削減することを目標とする。

この目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

第4 個別対策に関する目標

1 電動車の導入

機構の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新で2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

2 LED照明の導入

既存設備を含めた機構のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

第5 措置の内容

具体的な措置内容は以下のとおりとする。

1 建築物¹の管理等に当たっての取組

（1）建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図るよう努める。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZEB等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

- ② 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たり、以下の取組を行う。

ア 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効

¹ 機構が保有する宿舍（集合住宅の一部のみを保有する場合を除く。）を対象とし、機構（本部及び地方事務所）が入居するビルの共用設備に関する事項については、当該ビルの管理者に働きかけるものとして読み替える。

率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。

イ 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。

③ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。

ア 空調設備の適切な運用により、事務所内における適切な室温管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を図ることを一層徹底する。

イ 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。

ウ 役職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。

エ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

④ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

⑤ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の基本方針及び以下の方針に基づき、事務所の省エネルギー診断²及びその結果に基づく取組を進める。

ア 1 万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設（本部）については、省エネルギー診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。また、その他の 1 万㎡未満の施設については、省エネルギー診断の実施に努める。さらに、1 万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設で実施した省エネルギー診断結果やそこで得られた知見の活用の可能性を検討の上、他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組に努める。

イ 省エネルギー診断を実施した結果は、ホームページで公表する等の方法により、情報公開を図る。

（2）建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限

² 省エネルギー診断：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に定める「省エネルギー診断」

り混合セメントの利用に努める。

② 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。

ア 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進するとともに、指定副産物の新規用途の開発に努める。

イ 発注者として建設業者による建設廃棄物等の適正処理を確認する。

③ 排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、設備の更新時には、節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓等を設置する。

④ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、公共建築物について、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造化を図り、また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化に努める。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に則して合法性が確認された木材又は間伐材（以下「合法木材等」という。）での木造化及び内装等の木質化に努める。

これらの取組は、「農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定、令和4年4月最終改定）に基づき推進する。

⑤ HFC³を使用しない建設資材の利用について、安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ促進する。

⑥ 発注者として支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するように促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。

⑦敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。

ア 事務所等の敷地について、植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装の整備や適切な散水の実施に努める。

イ 樹木を剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。

⑧ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。

⑨ 高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。

³ HFC：ハイドロフルオロカーボンの略。特定フロン生産中止により代替フロンとして普及、温室効果ガスの一面を持つ

- ⑩ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑪ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットの導入を図る。
- ⑫ 建設工事の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

（3）新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いたものについては、率直的導入に努める。

（4）2050 年カーボンニュートラルを見据えた取組

- ① 2050 年カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること（ロックイン）がないよう、建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をバイオマス燃料等のカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。
- ② なお、設備の脱炭素化に当たっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえつつ検討する。

2 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

（1）電動車の導入

- ① 機構の公用車については、代替可能な電動車⁴がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。
また、公用車の使用実態を精査し、台数の削減を図る。
- ② 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない

⁴ 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

場合も含む。

- ③ 電動車の導入に当たっては、計画的に進め、シェアリングの活用も検討する。
- ④ 公用車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない公用車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ⑤ 公用車の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。
 - ア 公用車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
 - イ アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
 - ウ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用する。
 - エ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

（2）LED照明の導入等

- ① 事務所等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の事務所等においても、計画的にLED照明への切替えを行い、機構全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
- ② LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ③ 照明の使用に当たっては、昼休みは、業務上支障がある場合を除き消灯するとともに、夜間も、業務上必要最小限の範囲で点灯するなど、節電の取組を徹底する。

（3）再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 再生可能エネルギー電力の調達に努める。
- ② 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ③ 温室効果ガスの更なる削減を目指し、再生可能エネルギー以外の電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達に努める。
- ④ 事務所の使用電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図るよう努める。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) その他

① 自動車利用の抑制等

- ア Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、役職員及び来訪者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- イ 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。
- ウ 不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。
- エ 来訪者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

② 節水器具等の導入等

- 水多消費型の機器がある場合は、その廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型のものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。

③ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ア 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- イ 容器又は包装を利用する場合には、簡略なものとし、当該容器又は包装の再使用や再利用を図る。
- ウ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- エ 弁当及び飲料については、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートによる再使用を促す。
- オ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

④ 用紙類の使用量の削減

- ア 書類の電子化や電子決裁の徹底、資料の簡素化等により、ペーパーレス化を一層推進する。
- イ 内部で使用する各種資料をはじめ、外部の会議で利用する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底する。
- ウ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- エ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量の削減を図る。
- オ FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

⑤ 再生紙の使用等

- ア コピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類は、間伐材パルプ及び古紙パルプ配合率がより高いものを調達する。
- イ 印刷物は、合法木材等や再生紙を使用した紙製品を使用する。また、間伐材由来のものを使用する際には間伐材配合率を、再生紙由来のものを使用する際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合は、市中回収古紙を含む間伐材や再生紙を使用した紙製品の使用拡大を図られるような配慮を行う。

⑥ 合法木材等、再生品等の活用

ア 合法木材等の利用の推進

「農林水産省木材利用推進計画」に基づき、

合法木材等を使用した製品の利用拡大に取り組む。

(ア) 合法木材等を使用した紙製品の使用を進める。

(イ) 紙製ファイル、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、絵筆、カードケース、額縁、ごみ箱及び名札（机上用、衣服取付型、首下型）については、合法木材等を使用した製品をそれぞれ優先的に選択する。

(ウ) 事務機及び会議機については、合法木材等を使用した製品を優先的に選択する。

(エ) 割り箸を使用する際は、合法木材等を使用した製品の利用を呼びかける。

イ バイオマス製品の利用

クリアホルダーのファイル、粘着テープ、簡易コップ等については、

バイオマスプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。

ウ 再生品等の利用

(ア) 文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

(イ) 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

⑦ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

事務所等の冷蔵庫、空調機器等について、安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP⁵冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

⑧ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

事務所内の自動販売機について、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング⁶等の機能を有する省エネルギー型の機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、適正な配置を促す。

⑨ フロン類の排出の抑制

HFC等のフロン類冷媒を使用する事業用機器の使用について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に基づいて、点検等を行い、使用時の漏えい対策等に取り組む。その際、IoT監視システムの導入、冷媒管理システム(RAMS)の活用による電子化に努める。

⑩ 電気機械器具からの六ふつ化硫黄(SF₆)の回収・破壊等

事務所等の施設の電気機械器具を廃棄、整備する場合は、極力六ふつ化硫黄(SF₆)の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

① 事務所等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月31日)に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施するよう促す。

⁵ GWP：地球温暖化係数(Global Warming Potential)の略

⁶ ゾーンクーリング：自動販売機で販売される直近の飲料のみを冷却する方法

- ② 十分な数の分別回収ボックスを執務室内に適切に配置する。
- ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達
の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）に則り、飲料提
供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。
- ⑥ 食ロス削減に関する役職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク
等への提供等の取組を積極的に行う。

（2）機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 機構が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定
の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活
用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・
持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品の積
極的な活用など、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② 機構が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げた取組が行わ
れるよう促す。

4 ワークライフバランスの確保・役職員に対する研修等

（1）ワークライフバランスの確保

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日及び金曜
日の定時退庁の一層の徹底を図るため、当該曜日の午後5時以降は、業務
上やむを得ない場合を除き、原則として、打合せ、会議の開催等を実施し
ない。
- ② 有給休暇の計画的消化の一層の徹底と、事務の見直しによる超過勤務の
削減を図る。
- ③ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方
を推進する。特に、ペーパーレス化を進めつつ、多様な働き方に資するオ
フィス改革を機構全体で進める。

（2）役職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 機構の役職員向けポータルサイト等により、地球温暖化対策に関する活
動や研修に関する情報提供を行い、これらへの役職員の積極的な参加が図
られるよう便宜を図る。

(3) 役職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

役職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

第6 機構の実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

1 推進本部の体制

本計画の推進・評価・点検は、関係各部の協力の下、総務部において実施するものとし、管理統括は総務課長が行う。

2 点検・公表

本計画の実施状況について、毎年度、定量的に点検を行い、目標達成の蓋然性の向上に努める。点検に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況や、組織単位の進捗状況について実施計画に定めた各種指標や過去の実績値等との比較に基づく評価等を行い、公表する。また、組織の大幅改編等があった場合には、こうした要因についても分析を行い、公表する。